

## 令和3年長浜市農業委員会8月定例総会会議録

令和3年8月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	11番 伊藤 泰子
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

### 2. 会議に欠席した委員

なし

### 3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則  
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一、主査 川瀬 正徳

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第8号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第10号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第11号	農用地利用集積計画案について
議案第12号	土地改良事業参加資格交代承認について

## 5. 議事録署名委員

11番 伊藤 泰子            12番 尚永 稔

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和3年8月定例総会を開催させていただきます。午前中の各委員会に引き続きお疲れ様ですが、改選後の最初の定例総会となりますのでよろしくお祈いします。春に植えた稲も順調に生育してまいりましたが、気になるのは米価の動向です。21年産の主食用米の作付面積が、20年産の136万6000ヘクタールから約6万5000ヘクタール減り130万ヘクタール強となる見込みとなったことから、米価の大幅な下落についても回避できる見通しとなったとの報道がありました。しかしながら新型コロナウイルスの感染者は爆発的に増加し、東京、沖縄に発令中の緊急事態宣言は、大阪と首都圏3県が追加され、まん延防止等重点措置についても滋賀県を含む8県が追加され、期間も8月末まで延長されました。飲食店の休業や営業時間短縮が長期化すれば、コメの在庫消費が遅れる懸念もあり、まだまだ不安な状況でございます。このような状況下でオリンピックの開催についても賛否両論ありますが、日本人選手が多くのメダルを獲得しており、応援にも自然と熱が入ります。メダルに関係なくアスリートのあきらめない姿には、感動と勇気をもらい、全ての事柄を超越するスポーツの力の素晴らしさを改めて痛感しているところです。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、7月19日常設審議委員会が守山市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る8月3日に当番委員、2番の中川半弥委員、7番の廣部重嗣委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

午前中の各委員会に引き続きご出席いただき、大変ありがとうございます。ここ数日は熱中症に気を付けなければいけないような晴天が続いております、東京オリンピックは終わりましたが、2年振りの高校野球が始まり、応援にも力が入ることと思います。新型コロナウイルスの感染者の数がますます多くなってきており、特に、大都市での感染拡大は顕著で、自宅療養を余儀なくされているところでございます。長浜市での感染者も連日報告されておりますので皆様も新型コロナウイルスの感染防止対策をしっかりとお願いします。また、他県では、洪水被害が出ていると報道されておりました。我々、農業者には自然に左右されますので、状況を判断して被害が起きないように注意していただきたいと思っております。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、11番の伊藤泰子委員、12番の尚永稔委員両委員よろしくお願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。まず、報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、下坂浜町地先、畑2筆、425㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は道路、西は里道、南は

宅地、畑、北は道路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、大辰巳町地先、田5筆、322㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は水路、北は里道です。

番号2、土地の表示、川崎町地先、田1筆、222㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は転用済地、西は道路、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計2筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田2筆、1,446㎡の解約です。番号1と番号2は転用目的の解約で、後にご説明します議案第10号、番号10に関連するものです。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書

類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、川崎町地先の畑1筆、99㎡を売買にて取得されるものです。申請地は市街化区域の畑で現地確認をしたところ、畑は管理がされていまして。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、益田町地先の田1筆、1,258㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稲の作付けがされていまして。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、今回、子どもに経営を任せることになったため、贈与にて申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、高月町高月地先の畑1筆、66㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ畑は管理がされていまして。譲渡人は非農家で申請地を管理できないことから、申請地に隣接する住宅に住み周辺を耕作している譲受人と今回、売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、湖北町海老江地先の畑2筆、292㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、果樹の植林がされていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、湖北町海老江地先の畑1筆、133㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、野菜の作付けがされていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第8号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第8号について、ご意見、ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第9号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる7月19日に前期の農地等調査委員会の將亦委員長、保積郷司委員、松居利平委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和3年8月3日に、2番の中川半弥委員、7番の廣部重嗣にお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、木之本町北布施地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けいたしております。

本案件の詳細につきましては、廣部委員さんよりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、木之本町北布施地先、畑、310㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地と農地、南と北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和初期に住宅が建設され、現在に至ったものです。今回、相続され不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、西上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、西上坂町地先、畑、356㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人の先代が昭和27年頃に住宅として建設され、現在に至ったものです。今回、相続をされ不動産整理を行ったところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第9号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局か

ら説明をお願いします。

(事務局)

議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第10号につきましては、今月の締切までに10件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第9号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員をお願いし、行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、大浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、大浜町地先、畑、78㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西と南は道路、北は譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人の先代が昭和55年頃に通路として造成し、現在に至ったものです。今回、譲受人が申請地東側の建物を取得され、申請地を通らなければ建物に入ることができないことから購入する計画を立てられ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、大浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の



南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、大浜町地先、畑、26㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は譲渡人所有農地、西と北は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人が平成15年頃に農業用資材置場として造成され、現在に至ったものです。譲受人は申請地の東側隣接地に居住しており住居に入る進入路が狭く申請地に車両が乗り入れてしまうため、今後の住宅敷地の利用方法を考え、申請地を購入する計画を立てられ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町渡岸寺地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、高月町渡岸寺地先、畑、335㎡、契約内容は売買で、転用目的をゴミ集積所とした申請です。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は現状のごみ集積所では手狭なため、ごみ収集車の巡回スペースが十分確保でき、資源ごみの回収ボックスを置ける適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、落合町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、落合町地先、畑、123㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西と南は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側に居住しております。現在、家の前のスペースを駐車場として利用していますが、家族が増えたことや子供の成長により家の前のスペースでは手狭になってきたことから、居住地周辺で駐車場を設置する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、湖北町小今地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、湖北町小今地先、田、500㎡、畑、381㎡、計881㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は東と西は道路、南は用悪水路、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は、全国的に電気供給事業等を行っている法人です。今回湖北地域で太陽光発電施設を設置する計画を立てられ、適地を探されたところ、管理に困っている譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連

坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、小谷丁野町地先、畑、542㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と南は宅地、北は宅地と農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側に居住しています。居住している敷地内に十分な駐車場スペースがなく、また、近隣住民も駐車スペースに困っておられる方が多く駐車場を整備してほしいとの要望があることから、居住地周辺で自己用兼貸駐車場の整備を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。また、都市計画法に基づく用途地域内では、特例により土地のみの造成の転用申請が可能です。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、内保町地先、田、2,091㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東と北は道路、西は宅地、南は宅地と道路と農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地周辺を中心に不動産業を営む法人です。今回、需要があり利便性がよく自然環境のよい場所に分譲宅地の計画を立てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、野瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦し

た区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、野瀬町地先、畑、551㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は東と南と北は宅地、西は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は森林の整備や環境保全を中心に活動を行っている法人です。今回、申請地をあざいスポーツ&カルチャービレッジの駐車場として借用したいと長浜市教育委員会から要望があり、譲受人が譲渡人との話をまとめて申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、春近町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。申請地は令和2年1月30日付け長浜市公告第13号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、春近町地先、田、2,797㎡、契約内容は貸貸借で、転用目的を貸駐車場及び貸資材置場とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は水路、南は雑種地、北は道路と譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲受人が農振除外後に新型コロナウイルスの影響により景気が悪化し、景気が戻るまでの間、畑として利用する目的で盛土をされました。その後、先方の要望で一時的に資材置場として利用されましたが、今回の申請に伴い是正をされております。譲受人は顧問をしている市内の建設業を営む法人が現在の資材置場、駐車場では手狭になってきたため、広い道路に面した利便性のいい場所に資材置場、駐車場を整備する計画を立てられ適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告をいただきます。

(中川委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、内保町地先、田、1,949㎡、畑、1,008㎡、計2,957㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を店舗用地とした申請です。周囲の状況は東と西と北は道路、南は宅地と農地です。

写真をご覧ください。譲受人は北日本を中心にドラッグストアを展開している法人です。今回、湖北地域で店舗の建設を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第10号について、ご意見、ご質問を求めます。  
ございませんか。

(多賀委員)

申請番号10についてお聞きします。進入路はどのように計画されているのでしょうか。

(事務局)

お答えします。スクリーンをご確認ください。国道からではなく、現在、隣接する駐車場を進入路として利用される計画です。

(多賀委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

申請番号1についてお聞きします。写真で拝見させていただくと、中央にマンホールがあるように見えますが、排水のマスになるのでしょうか。

(事務局)

現在の受渡人の集排のマスで、そのまま使用されます。

(森川委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(大塚委員)

申請番号5についてお聞きします。拝見すると国道8号線の高架下となるので、日当たりが悪いように思いますが、太陽光発電施設とした利用できるのでしょうか。また、周りを柵など設置されるのか、除草など草の管理をしていただけるのか危惧します。

(事務局)

お答えします。申請者の方が採算は取れる計画でお聞きしています。草の管理などにつきましても、しっかりされるということを地元の方とも話されているとお聞きしております。

(大塚委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

私からも質問させていただきます。申請番号9についてお聞きします。大規模な面積ですが、転用目的を貸駐車場及び貸資材置場とされておりますが、必要面積となるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。申請地は令和2年1月30日付け長浜市公告第13号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。この際の計画でも貸駐車場及び貸資材置場でされております。その際、近場で同じような面積敷地を同時に農振除外されておられます。こちらを使用される方は、譲受人が顧問をしている市内の建設業を営む法人で、扱う資材が大型の物となり、現在の資材置場、駐車場では手狭になってきたため使用されます。大型車両にて搬入となりますので、広い道路に面した利便性のいい、周りに影響も及ぼす恐れもない場所を設定されておられます。面積におきましても、会社の経営規模に応じた面積として、2ヶ所で6,000㎡ほど農振除外されておられます。本来ですとすぐに転用申請を行っていただくのですが、新型コロナウイルスの影響により景気が悪化し、まずはこちらの場所から申請されました。状況が落ち着きましたら残りも申請されます。

(会長)

はい、分かりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第11号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第11号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手5人に対して借り手が5人で、筆数は9筆、合計の面積で25,686㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は2筆、合計の面積で904㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定についてと記載されている番号1から番号9につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に、所有権移転についてと記載されている番号1と番号2につきましては、耕作目的で当該土地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第11号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第11号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第12号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第12号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から17番までの17件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり、妥当と考えますので交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第12号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。17番の小畑義彦委員、18番の池田美由紀委員、19番の二矢秀雄委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第12号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。



(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、協議事項の長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは長浜市の農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、ご説明させていただきます。本日お配りした資料で、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案をご覧ください。この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定されており、最適化推進活動の目標と推進方法を定めるもので、農業委員会は、この指針の策定に努めなければならないとなっています。指針については、次の3点について具体的な数値目標と推進方法を定めております。1つ目、遊休農地の発生防止、解消について。2つ目、担い手への農地利用の集積、集約化について。3つ目、新規参入の促進についてです。指針の策定は法律上の文言は努力目標として位置づけられていますが、法第6条第2項の規定により農地の利用の最適化の推進に向けた活動が法令業務として位置づけられており、指針の策定は必然的に必須となることから、平成30年9月10日開催の定例総会にてご議決いただき策定したものであり、今回については平成30年の策定から3年が経過し、作成した指針を見直し、改定をするものです。お配りしている資料が経過した3年間の活動内容とその成果を事務局で検証した結果を踏まえ、再度、見直しを行った指針案でございます。期間としては令和3年7月20日から令和6年7月19日になります。また、国が定める農林水産業、地域の活力創造プランと長浜市が定める農業活性化プランの目標年度が令和5年度であることから、中間年を設定し目標等が改定され、新たな設定状況となれば中間見直しをするものとしています。

それでは、具体的な目標と推進方法についてご説明します。遊休農地の発生防止、解消については、解消目標をご覧ください。令和3年4月の実績は遊休農地面積45.7ha、遊休農地の割合0.57%であり、平成30年に設定した3年後の目標と比較すると、面積で0.5ha、割合であり、0.1%の減少となりました。これは日常的に行っている農地パトロールが遊休農地の減少に加え、違反転用の発生防止に大きな効果があったものと考えられ、また同時に行われる利用状況調査による非農地判断を行うことなど、守るべき農地を明確化するための取り組みが少しずつではありますが、遊休農地の解消に繋がることと考えます。しかしながら、高齢化及び農業従事者の減少により遊休農地は増加傾向にあることから、遊休農地を増やさないことが課題となり、中間年と目標は同じに設定しています。また、管内の農地面積については、改正時の基準で当初計画の現状から修正をしています。担い手への農地利用の集積、集約化については、農地の利用集積や集約のために集落や地域への話し合

いの場合への参画や、関係機関との連携を図りながら取り組んだことで、令和3年4月実績は集積面積で5,531.4ha、集積率69.6%でありました。目標に対し面積で384.5haの減少、集積率で4.9%の減少という結果となり、目標は達成できませんでしたが、担い手の育成、確保につきましては、50歳以下の認定農業者数は平成30年に設定した3年後の目標から下回りますが、農地所有適格化法人数は目標数を上回り、一定の成果があったことから、中間年、目標を長浜市農業活性化プランの目標値としています。新規参入の促進については、令和3年4月の実績は新規参入者数22経営体の目標に対し、親元就農や経営分離も含め33経営体で11経営体の増加となりました。これは関係機関との連携を行い、新規就農者のサポートとフォローアップの体制の構築を行った結果、目標数の達成ができたものと考えますが、高齢化と農業従事者が減少傾向にあるなか、多様な担い手の育成が今後の課題とし、今回も中間年を長浜市農業活性化プランの目標値としています。

以上簡単ではありますが、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案の説明とさせていただき、これらにつきまして意見等がある場合は、8月20日の金曜日までに事務局までお願いします。今後の流れといたしましては、8月20日までにご意見等がございましたら事務局まで申し出て下さいますよう、よろしく願いいたします。ご意見等があった場合、そちらを反映したものを、再度、農地最適化推進委員会にて協議し、9月の定例総会でご審議をいただき、決定すればホームページに速やかに公表をする予定になります。

(会長)

ただいま、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について説明がありましたが、ご意見、ご質問を求めます。ございませんか。

(将亦委員)

担い手の農地利用集積についてお聞きします。担い手育成確保とありますが、平成30年度では50歳以下の認定農業者は70名ほどおられたと書いてあります。それが、令和3年度の4月で47名になっている。年齢で50歳以上になり、該当されなくなった方もおられるとは思いますが、そうではなく、認定農業者をお辞めになった方はおられるのでしょうか。または、農地保有適格化法人になられた場合も該当されなくなるのでしょうか。中間年で100人という目標が高いように思えるが、どのような目標設定をしておられるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。細かな内訳については現在把握出来ておりませんので、こちらにつきましては今後、精査させていただきます。中間年の目標指数の100人の設定につきましては、長浜市農業活性化プランにあわせての設定になります。ご理解の程、よろしく願いいたします。

(廣部委員)

目標を達成するには100人が必要だということですか。

(事務局)

そうではございません。長浜市活性化プランの認定農業者の目標が100人となっておりますので、計画の目標値と合わせているということです。

(会長)

他にございませんか。

(池田委員)

同じく、私も中間年で100人という目標が高いように思います。示されている策を拝見しても、目標達成は難しく思います。

(事務局)

100人の目標は、市の活性化プランの目標が100人となっており、農業委員会が違う目標人数は計画上難しく、合わせていただいたのが現状となります。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

認定農業者の中で農地適格化法人へ移行される方もおられると思います。法人化への目標が少ないように思えるので、根拠をお聞きしたい。

(事務局)

ご説明させていただきます。先程のご説明と一緒になっていますが、長浜市活性化プランに合わせています。ご指摘のとおり、認定農業者及び法人化の目標設定は実際とずれがありますので検討して修正します。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案については、ただ今説明のありました内容で農地利用最適化推進委員の意見を聞いたうえで、来月の定例総会で審議していただくこととします。

(会長)

次に報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年8月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

3点目、令和3年9月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年9月10日、金曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

4点目、令和3年9月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年9月3日、金曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は3番の家倉委員、4番の多賀委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

5点目、令和3年8月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年8月23日、月曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は3番の家倉委員、14番の北川委員です。よろしく申し上げます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等がないようでしたら、事務局から農地パトロールの説明をしてください。

(事務局)

ご説明させていただきます。農地パトロールについては、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、違反転用発生防止、早期発見を目的として、毎年、市内全域を対象とした農地パトロールを実施し、農地の有効な利用の促進に努めています。これは平成28年4月1日の農業委員会の改正で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務と規定され、担い手への農地集積、集約化、遊休農地発生防止と解消、新規参入の促進の推移が最重要であると位置付けられ、遊休農地解消に向けた取り組みが強化されたことにあります。

対象農地は青地の農地と白地の田、前年度までの調査で遊休農地とした農地です。確認として、再生すると耕作が可能になる農地をA分類、山林や原野など農地への復元ができない農地をB分類とし、どちらかに判断します。期間は8月18日から9月22日の間になります。実地として委員の方と事務局の4、5人程度で、車1台で巡回し、道路からの目視確認、必要に応じて車から降り、確認をお願いします。行先、地図等は職員で準備します。なお、服装については、動きやすい服装で、名札、身分証を携帯し、腕章、キャップの着用をお願いします。班編成、日程については、各委員の予定表をご確認ください。留意事項として、午前と午後の2部で、開始の10分前くらいにそれぞれの集合場所である、本庁、各支所にお

集まりくださいますよう、よろしくお願ひいたします。パトロールの編成表につきましては、あくまで事務局で作成させていただいたものです。こちらについて、基本はこの日程でお願いいたします。やむをえず、日程の都合がつかない場合、一度、事務局にご連絡ください。また、農地の判断基準については、基準と写真例をつけておりますので、事前に確認をお願いいたします。

(多賀委員長)

皆さんにお願いをいたします。当委員会では、農地の利用の最適化の推進に関する活動と、遊休農地の発生防止や解消につながる活動を行っております。令和3年7月20日に新しい体制となり、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定、また、農地パトロールの実施を行っていただきます。農繁期でお忙しい時期とは存じますが、農業委員会の必須事務である、農地等の利用の最適化の推進に必要不可欠なことでありますので、農業委員、推進委員とが連携して、一丸となって、最適化の活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。  
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)